

【経済・産業委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出11件（うち本院先議2件）であり、いずれも可決した。また、本委員会提出の法律案が1件成立している。

さらに、本委員会付託の請願4種類22件のうち、2種類8件を採択した。

〔法律案の審査〕

ものづくり基盤技術振興基本法案は、ものづくりという言葉で象徴される製造基盤技術及びその担い手である労働者は、国の存立基盤にかかわる重要な経済的・社会的役割を果たしているが、近時、経済の多様化かつ構造的な変化による影響を受け、製造業の衰退が懸念されるとともに、ものづくり基盤技術の継承が困難になりつつある現状を踏まえ、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、ものづくり労働者等に対し、研究開発の振興、産業集積の促進、雇用の確保等必要な施策を講ずるとともに、ものづくり基盤技術基本計画を策定しようとするものである。委員会においては、提案者から草案の趣旨説明を聴取するとともに、提案者及び政府に対する質疑が行われた後、本委員会提出の法律案として提出することが決定された。

中小企業経営革新支援法案は、近年のグローバル経済下で、中小企業においては製品、サービスの高付加価値化等の経営課題に対応することが求められている状況を踏まえ、幅広い中小企業の創意工夫を活かした新たな事業活動による経営の向上等への支援を強化するため、中小企業近代化促進法と中小企業新分野進出等円滑化法を発展的に統合し、行政庁の承認を受けた経営革新計画に対して中小企業近代化資金貸付の特例等の措置を講じようとするものである。

また、**中小企業総合事業団法**案は、平成9年に閣議決定された「特殊法人等の整理合理化について」に基づき、中小企業信用保険公庫、中小企業事業団及び繊維産業構造改善事業協会を統合し、新たに中小企業総合事業団を設立しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、中小企業支援策の在り方、3法人統合による業務合理化の効果、繊維産業の活性化策等について質疑が行われ、日本共産党による中小企業総合事業団法案に対する反対討論の後、中小企業経営革新支援法案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、4項目の附帯決議が付された。また、中小企業総合事業団法案は多数をもって原案どおり可決された。なお、3項目の附帯決議が付された。

特許法等の一部を改正する法律案は、技術開発成果の迅速かつ十分な保護の要請に的確に対応し、工業所有権制度の国際的調和を図るために、特許出願の審査期間の短縮、特許権等の侵害に対する救済措置の拡充等を図るとともに、「マドリッド協定議定書」に加入するための国際商標登録出願に係る手続を整備し、あわせて、特許料の引下げ等を行おうとするものである。委員会においては、審査請求期間短縮への対応、商標制度の国際的課題、知的財産権に係る総合的取組の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決さ

れた。なお、6項目の附帯決議が付された。

不正競争防止法の一部を改正する法律案は、音楽、映画、ゲームソフト等をCD-ROMやインターネットを用いて頒布する、いわゆるコンテンツ提供事業の公正な競争を確保するため、番組や商品の無断視聴、無断複製を可能とする装置等の販売などを不正競争行為として禁止し、差止請求権及び損害賠償請求権をコンテンツ提供事業者等に認めようとするものである。

また、**訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案**は、規制緩和の進展や消費者ニーズの変化に伴う商品サービスの多様化が進むなど、消費者取引を取り巻く環境がますます複雑化する中で、消費者と事業者の間における契約を巡るトラブルが増加していることから、産業構造審議会消費経済部会報告書及び割賦販売審議会クレジット産業部会報告書を踏まえ、特にトラブルが急増しているエステティックサロン、外国语会話教室等の継続的役務取引について、契約締結時における書面交付の義務付け、契約解除時の損害賠償額の制限等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案については参考人からの意見聴取を行うとともに、消費者取引トラブルに対する機動的な対応、自主ルールと法規制の関係、前払金保全措置の見送りの理由等について質疑が行われた。質疑終局後、両法律案は全会一致をもって原案どおり可決された。なお、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案に対して8項目の附帯決議が付された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案は、我が国市場をより競争的かつ開かれたものとする観点から、平成10年3月閣議決定の「規制緩和推進3か年計画」を踏まえ、独占禁止法上の適用除外制度の縮小、独占禁止法適用除外法の廃止及び適用除外関係法律の整備等、所要の改正を行おうとするものである。委員会においては、適用除外制度の縮減の是非、諸外国の競争政策との整合性、過剰設備の共同廃棄に対する独占禁止法の運用等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案は、原子炉の運転等により、原子力損害が生じた場合における賠償措置額を現行の300億円から600億円に引上げるとともに、適用期限が平成11年末までとされている国の援助規定等を10年間延長する等の措置を講じようとするものである。委員会においては、損害賠償額引上げの根拠、原発の被害想定の有無、原子力防災対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案は、電気及びガス事業において、一層の競争導入の促進を図るために、特別高圧需要家に対する電気の小売を電力会社以外の供給者にも新たに認めるとともに、一般ガス事業者が保有する導管ネットワークを新規参入者が利用するためのルールを整備するほか、電気及びガス料金の引下げなど需要家の利益になるような場合は、許可制を届出制による変更を可能とする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、事業の効率化と公益性の関係、電力会社の託送ルールの明確化、風力等の新エネルギー利用の推進等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、以

下のような経緯のもとに提出された。

イラクの核開発計画の発覚及び北朝鮮の核開発疑惑が発生したことから、今後の国際的核不拡散体制を強化するため、国際原子力機関（IAEA）による国際保障措置の強化・効率化方策を実施するための追加議定書が採択された。また、使用済燃料の海外再処理への搬出終了、六ヶ所村再処理施設の操業の遅れ等から、原子力発電所内における使用済燃料の貯蔵状況は逼迫傾向にあることから、政府は平成9年2月発電所外の施設における使用済燃料の貯蔵について検討を進めるなどを閣議了解し、これを踏まえて、総合エネルギー調査会原子力部会は発電所外において使用済燃料を中間的に貯蔵する施設の必要性について報告書をとりまとめた。以上の諸点について、原子力委員会は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正を行い、必要な措置を講じることが適当である旨を決定し、本法律案はこのような経緯から提出された。その主な内容は追加議定書の担保措置としてIAEAに提供する必要のある情報を関係者から収集し、IAEAが特定する場所に国の職員の立会いの下でIAEA査察員の立入りが行えるよう必要な規定を整備するとともに、使用済燃料の貯蔵事業を許可制とし、その際、原子力委員会及び原子力安全委員会によるダブルチェックを行うこととするほか、使用済燃料貯蔵施設について、設計及び工事方法の認可、定期検査等所要の規定を整備しようとするものである。

委員会においては、東海村における原子力発電所の視察、参考人からの意見聴取を行うとともに、使用済燃料の処理と中間貯蔵との関係、原子力利用における安全性、風力等新エネルギーの利用の推進等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、5項目の附帯決議が付された。

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案は、最近の消費生活用製品等の安全性及び電気工作物等の保安水準の向上を踏まえ、従来政府が中心となっていた基準・認証制度について、可能な限り事業者自らが安全性を確認し、必要に応じ民間第三者機関による検査を義務付ける等の措置を講じるため、通商産業省所管の11法律を改正しようとするものである。委員会においては、規制緩和と安全性の確保、第三者検査機関の中立性及び公平性の担保等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

産業活力再生特別措置法案は、以下のような経緯のもとに提出された。

現下の我が国経済は、民間需要の回復力が弱く、雇用情勢が厳しさを増すなど依然として極めて厳しい状況にあり、自律的な成長軌道に乗せるためには、需要面の対策のみならず、経済の供給面の体質強化が必要とされている。しかし、経済の潜在成長率を左右する生産性の伸び率は近年大きく低下しており、その原因として効率性の低い設備、負債による企業収益の低下、高い失業率等にみられるように、景気低迷の長期化に伴い、労働や技術等の経営資源が有効に活用されていないことが指摘されている。このような状況に対応するため、平成11年1月に「産業再生計画」が閣議決定され、また同年2月には経済戦略会議から「日本経済再生への戦略」と題する答申が内閣総理大臣に対して行われ、さらに、同年3月に設置された総理主宰の産業競争力会議では「産業再生計画」の検討課題が論議された。これらを踏まえて、同年6月には産業構造転換・雇用対策本部で「緊急雇用対策及び産業競争力強化対策」が決定され、事業再構築のための環境整備、技術開発の活性化、中小・ベンチャー企業の育成、税制上の措置が産業競争力対策として盛り込まれた。本法

案はこのような経緯から提出された。その主な内容は、主務大臣の認定する事業再構築計画策定事業者に対して分社化等商法の特例、債務の株式化のための優先株発行限度枠の拡大、ストックオプション付与の対象及び上限の拡大等の特例措置を設けるとともに、創業者及び新事業の開発を行う中小企業者に対し設備近代化資金貸付等の金融支援措置を講じるほか、国の委託研究開発に係る特許権を開発者に帰属させることなどによって、産業活力の再生を速やかに実現しようとするものである。

委員会においては参考人からの意見を聴取するとともに、産業再生下で生ずる雇用不安の解消策、事業再構築計画の認定基準の明確化、過剰債務に関する経営者のモラルハザードの防止、ベンチャー企業への支援策、企業の集中・合併による寡占化の懸念等について質疑が行われ、民主党・新緑風会、日本共産党及び社会民主党・護憲連合による反対討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、10項目の附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月9日、通商産業行政の基本施策に関する件及び経済計画等の基本施策について質疑を行い、景気対策、貿易摩擦問題、石油公団問題、貸し渋り対策、太陽光発電支援策、通商政策、技術開発促進策、原子力政策、情報家電支援策等の問題が取り上げられた。

3月15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度公正取引委員会、経済企画庁、通商産業省予算の審査を行い、景気対策、不当景品表示、繊維産業対策、石油公団問題、ダイオキシン対策、日本映画の振興策、中小企業対策、愛知万博、財政健全化と景気対策等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成11年3月4日（木）（第1回）

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 通商産業行政の基本施策に関する件について与謝野通商産業大臣から所信を聴いた。
- 経済計画等の基本施策に関する件について堺屋経済企画庁長官から所信を聴いた。
- 平成10年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について根來公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

○平成11年3月9日（火）（第2回）

- ものづくり基盤技術振興基本法案の草案について提案者今泉昭君から説明を聴き、同君及び与謝野通商産業大臣に対し質疑を行った後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。
- 通商産業行政の基本施策に関する件、経済計画等の基本施策に関する件等について与謝野通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年3月15日（月）（第3回）

- 平成11年度一般会計予算（衆議院送付）
- 平成11年度特別会計予算（衆議院送付）

平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（総理府所管（公正取引委員会、経済企画庁）、通商産業省所管、中小企業金融公庫、中小企業信用保険公庫及び中小企業総合事業団信用保険部門）について与謝野通商産業大臣、堺屋経済企画庁長官及び根來公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、堺屋経済企画庁長官、与謝野通商産業大臣、根來公正取引委員会委員長、政府委員、外務省、運輸省、農林水産省及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 中小企業経営革新支援法案（閣法第28号）（衆議院送付）

中小企業総合事業団法案（閣法第29号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年3月23日（火）（第4回）

- 中小企業経営革新支援法案（閣法第28号）（衆議院送付）

中小企業総合事業団法案（閣法第29号）（衆議院送付）

以上両案について堺屋経済企画庁長官、与謝野通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、中小企業総合事業団法案（閣法第29号）（衆議院送付）について討論の後、両案をいずれも可決した。

（閣法第28号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

（閣法第29号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派 共産

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

- 特許法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年3月30日（火）（第5回）

- 特許法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）について与謝野通商産業大臣、政府委員、法務省及び文部省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第30号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年4月13日（火）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 参考人の出席を求めるなどを決定した。

- 訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆

議院送付)について参考人東京都生活文化局消費生活部指導担当課長舟橋とみ子君、全日本エステティック業連絡協議会副理事長小暮元一郎君及び日本弁護士連合会消費者問題対策委員会副委員長村千鶴子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年4月15日（木）（第7回）

- 不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第60号）（衆議院送付）

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）

以上両案について与謝野通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第60号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

（閣法第65号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

なお、訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第65号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案（閣法第39号）について野中内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年4月20日（火）（第8回）

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案（閣法第39号）について根來公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第39号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

- 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について有馬科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年4月27日（火）（第9回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

- 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第26号）（衆議院送付）について有馬科学技術庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第26号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院
反対会派 なし

○平成11年5月11日（火）（第10回）

- 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年5月13日（木）（第11回）

- 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第42号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第42号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成11年5月18日（火）（第12回）

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について有馬科学技術庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成11年5月27日（木）（第13回）

- 参考人の出席を求める 것을 결정했다.
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について有馬科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年6月1日（火）（第14回）

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について参考人全国原子力発電所所在市町村協議会副会長村上達也君、東京大学大学院工学系研究科教授近藤駿介君及び明治大学理工学部講師市川富士夫君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年6月3日（木）（第15回）

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について有馬科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年6月8日（火）（第16回）

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について有馬科学技術庁長官及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第27号) 賛成会派 自民、民主、公明、自由、参院
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律案（閣法第88号）（衆議院送付）及び化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案（参第17号）について国土・環境委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

○平成11年7月22日（木）（第17回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案**（閣法第95号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年7月29日（木）（第18回）

- 通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案**（閣法第95号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第95号) 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院
反対会派 共産

○平成11年8月3日（火）（第19回）

- 産業活力再生特別措置法案**（閣法第116号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年8月5日（木）（第20回）

- 参考人の出席を求ることを決定した。
- 産業活力再生特別措置法案**（閣法第116号）（衆議院送付）について参考人アサヒビル株式会社名誉会長樋口廣太郎君、東北大学未来科学技術共同研究センター教授大見忠弘君、日本SOHOセンター理事長花田啓一君及び日本労働組合総連合会副事務局長野口敞也君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、与謝野通商産業大臣、甘利労働大臣、堺屋経済企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年8月6日（金）（第21回）

- 産業活力再生特別措置法案**（閣法第116号）（衆議院送付）について与謝野通商産業大臣、根來公正取引委員会委員長、政府委員及び総理府当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
(閣法第116号) 賛成会派 自民、公明、自由、参院
反対会派 民主、共産、社民
なお、附帯決議を行った。

○平成11年8月13日（金）（第22回）

- 請願第279号外7件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第514号外13件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第26号）

【要 旨】

本法律案は、最近における原子力損害賠償制度に係る内外の状況の進展にかんがみ、賠償措置額を引き上げ、原子力損害賠償補償契約及び原子力事業者に対し政府が行うものとされる援助に係る期限を延長するための措置を講ずるとともに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案において新設することとなる使用済燃料の貯蔵の事業に係る原子力損害を賠償の対象とするための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 賠償措置額の引上げ

現在の原子力損害の賠償措置額300億円について、民間責任保険の引受能力や国際的動向等を勘案し、これを600億円に引き上げる。

2 適用期限の延長

原子力損害賠償補償契約、損害が賠償措置額を超えた場合等に原子力事業者に対して政府が行う援助に係る規定の適用期限（平成11年12月31日まで）を10年間延長し、平成21年12月31日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

3 使用済燃料の貯蔵の許可を受けた事業者に係る規定等の整備

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案において使用済燃料の貯蔵の事業に関する規制を新たに設けることに伴い、原子力損害の賠償責任を負うべき原子力事業者として使用済燃料の貯蔵の許可を受けた事業者を加える等所要の規定の整備を行う。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第27号）

【要 旨】

本法律案は、核物質が平和利用以外の目的の活動に転用されていないことを確認するための保障措置の強化・効率化に関する規定の整備及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規定を新設するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 保障措置の強化・効率化に関する規定の整備

- (1) 保障措置協定追加議定書附属書Ⅰに掲げられた活動（ウラン・プラズマ発生システムの製造又は組立て、原子炉制御棒の製造等）について、内閣総理大臣への届出制度を設ける。
- (2) 内閣総理大臣は、追加議定書の定めるところにより、国際原子力機関からの要請に係る事項等について、関係者から報告を徴収することができる。
- (3) 国際原子力機関の指定する者は、政府職員の立会いの下に、国際原子力機関が指定する場所において、立入検査等を行うことができる。
- (4) 内閣総理大臣は、追加議定書の適切な実施を確保するため、立入検査等を行うことができる。

- (5) 内閣総理大臣は、指定保障措置検査等実施機関に、保障措置検査等実施業務の全部又は一部を行わせることができる。
- (6) 指定保障措置検査等実施機関に関する指定の基準、当該機関による保障措置検査の実施、当該機関に対する監督命令等について所要の規定を整備する。

2 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規定の新設

- (1) 使用済燃料の貯蔵の事業を行おうとする者(以下「使用済燃料貯蔵事業者」という。)は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。
- (2) 通商産業大臣は、許可の申請があった場合においては、その申請が基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
- (3) 通商産業大臣は、許可をする場合においては、あらかじめ、原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならない。
- (4) 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の工事に着手する前に、設計及び工事の方法について通商産業大臣の認可を受けなければならない。
- (5) 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の工事及び性能について、その使用前に通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ使用してはならない。

3 その他

使用済燃料の貯蔵の事業の許可等の規定の新設に伴い、事業開始等の届出、貯蔵計画、使用済燃料取扱主任者の義務等所要の規定を整備する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 エネルギー供給における原子力利用の現状にかんがみ、原子力開発利用に係る安全性の確保に万全を期すこと。
- 2 核燃料サイクル政策における使用済燃料の再処理、プルトニウムの利用、高レベル放射性廃棄物の処分等については、整合性ある、一層明確な施策の確立に努めるとともに、これらに係る情報の十分な公開に引き続き努めること。また、リスクに関する評価の調査研究を進めること。
- 3 使用済燃料の中間貯蔵施設の建設に当たっては、その十分な安全の確保が図られるよう万全を期するとともに、地元住民や関係地方自治体の意向を踏まえ、施設の立地地方自治体に対し適切な支援措置を講ずること。
- 4 国際的な核不拡散体制の維持・強化に積極的に取り組むとともに、追加議定書に基づく保障措置を実施するに際しては、原子力産業の競争力及び健全な発展を阻害することのないよう配慮すること。
- 5 原子力防災対策については、立地地方自治体の要望に配慮し、事業者と関係防災機関との連携・協力の推進等防災実施機能の強化等に努め、その実効性をより一層高めるための措置を講ずること。

右決議する。

中小企業経営革新支援法案（閣法第28号）

【要 旨】

本法律案は、昨今における経済的環境の変化に即応して、新商品・新役務の開発、新生

産方式の導入等の事業革新を行おうとする中小企業を支援するとともに、経済的環境の著しい変化により影響を受けるため、経営基盤を強化しようとする中小企業を支援するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 経営革新計画

(1) 経営革新指針

通商産業大臣は、経済的環境の変化に即応して中小企業が行う経営革新に関し、その内容、実施方法その他経営革新の実施に当たって配慮すべき事項について、経営革新指針を定める。

(2) 経営革新計画の承認

中小企業者は、単独または共同で行おうとする経営革新計画を作成し、主務大臣又は都道府県知事の承認を受けることができる。

(3) 経営革新計画に対する支援措置等

承認された経営革新計画に基づく事業を行う中小企業者に対し、保険のてん補率の引上げ、設備資金借入における償還期限の延長等、中小企業信用保険法、中小企業近代化資金等助成法の特例措置を設けるほか、中小企業投資育成株式会社の支援措置の特例、一定の課税特例等の支援措置を設ける。

2 経営基盤強化計画

(1) 経営基盤強化計画の承認

経済的環境の著しい変化による影響を受け、生産額等が著しく減少している業種の組合等が策定する経営基盤強化計画に対し主務大臣の承認を受けることができる。

(2) 経営基盤強化計画に対する支援措置等

承認された経営革新計画に基づく事業を行う中小企業者に対し、保険のてん補率の引上げ、設備資金借入における償還期限の延長等、中小企業信用保険法、中小企業近代化資金等助成法の特例措置を設けるほか、一定の課税特例等の支援措置を設ける。

3 その他の措置

その他、国、都道府県は一定の条件の下、経営革新計画、経営基盤強化計画について、調査、指導、助言等を行う。

4 報告の徴収及び罰則

経営革新計画、経営基盤強化計画の実施状況に関し報告の徴収を行うとともに、報告義務違反に対する罰則を設ける。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 経営革新指針における「新たな事業活動」及び「経営の相当程度の向上を図る」とする経営革新の内容の策定に当たっては、幅広い中小企業が経営革新計画に基づく支援が受けられるように配慮すること。
- 2 経営基盤強化計画の特定業種の指定及び計画の承認については、経済的環境の著しい変化による影響を受けた対象中小企業者の経営実態に即応できるよう迅速かつ適切に対応すること。
- 3 計画承認申請の事務手続は、利用者の利便性を考慮して、それに必要な書類、様式等において簡素化に努めること。

また、中小企業者等が計画に基づく各種支援策を十分に活用できるように、周知徹底を図るとともに、今後とも施策の充実に努めること。

- 4 中小企業における信用保証の重要性にかんがみ、信用保証制度のより一層の充実に努めること。特に、中小企業金融安定化特別保証制度においては、保証枠の動向に即した時宜にかなった適切な対応措置をとること。

また、金融機関による不当な旧債振替等が行われないように引き続き監視し、こうした事態が発生した際には厳正に対処すること。

右決議する。

中小企業総合事業団法案（閣法第29号）

【要　旨】

本法律案は、中小企業施策の総合的・効率的推進、都道府県との連携の一層の強化を図るため、中小企業信用保険公庫、中小企業事業団、繊維産業構造改善事業協会を統合し、中小企業総合事業団を設立しようというものであって、その主な内容は次のとおりである。

1　目的

中小企業総合事業団（以下「事業団」という）が中小企業事業団、中小企業信用保険公庫、繊維産業構造改善事業協会の業務を引き継ぐことを受け、本法律案の目的を中小企業構造の高度化及び中小企業の新事業開拓のための指導、融資、出資、助成のほか、信用保険、小規模企業共済、中小企業倒産防止共済等の事業により中小企業の振興等に寄与することを目的とする。

2　資本金

事業団の資本金は、中小企業事業団、中小企業信用保険公庫、繊維産業構造改善事業協会に対し政府が出資した金額の合計額をもって資本金とするとともに、必要に応じ、政府から新たに事業団に出資された額とすることができる。

3　役員等

事業団に代表権限のある理事長、副理事長及びその他の役員を置くこととするほか、理事長の諮問機関として評議員会を置く。

4　事業団の業務

事業団は、中小企業指導法に基づく都道府県等の診断・指導事業への協力をを行うとともに、都道府県が行う中小企業者に対する貸付け（中小企業構造の高度化に資する事業用土地・施設の取得・設置資金）に必要な資金の一部貸付けを行う。また、中小企業者の新事業開拓に対する助成等の新事業開拓業務（新規）、中小企業信用保険法に基づく信用保険等の業務、小規模企業共済法に基づく小規模企業共済業務を行うほか、中小企業者及びその従業員に対する研修、調査、情報収集等の業務を行う。

5　財務及び会計

事業団は毎会計年度（信用保険業務は半期毎）予算、事業計画、資金計画を作成し、通商産業大臣（信用保険業務は主務大臣）の認可を受けることとするほか、財務諸表、決算報告書等の作成、主務大臣の承認、一般の閲覧供出を行う。また、事業団の各業務については、それを区分して経理する。

6　監督

主務大臣は、事業団を監督し、本法律、中小企業信用保険法、小規模企業共済法、中小企業倒産防止共済法の施行に必要な命令、報告徴収、立入検査を行うことができる。

7 業務特例

繊維産業構造改善臨時措置法の廃止に伴い、繊維産業構造改善事業協会の行っていた事業のうち、新商品の開発等に必要な資金助成、人材育成事業、繊維製品の生産・流通・消費に関する情報収集等の業務について当分の間、事業団が引き継ぐ。

8 廃止

中小企業信用保険公庫法、繊維産業構造改善臨時措置法及び中小企業事業団法は廃止する。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 3法人の統合による新事業団設立の趣旨にかんがみ、新事業団における業務の整理合理化並びに人事交流及び組織体制の整備等により、中小企業に対する総合的かつ効率的な施策が迅速に実施できるよう努めること。

2 統合に伴う職員の処遇については、不利益が生じないよう特段に配慮すること。

3 新事業団の設立後、3年を経過した時期に、運営状況を勘案し、事業団の業務について検討を加え、その結果に基づいて適当な措置を講ずること。

右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案（閣法第30号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、国際的な大競争時代を迎え、我が国の経済の活性化を図るために、創造的な技術開発を促進することが重要であることから、技術開発の成果である知的財産権の迅速かつ十分な保護を行うとともに、商標権の国際登録を簡便化する等のマドリッド協定議定書の実施のため、国際登録出願に係る手続を整備する等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 権利取得の早期化

出願審査を請求できる期間について、特許出願から7年を3年に短縮する。

2 権利侵害に対する救済措置の拡充

(1) 特許出願から1年6月を経過する前であっても、特許出願人の請求があったときは出願公開する。

(2) 薬事法に基づく承認、農薬取締法に基づく登録等、国の許認可を得るのに相当の期間を要し、その間に特許期間が2年以上侵食された場合、特許存続期間を最大5年まで延長できる延長登録制度において、期間2年以上の条件を廃止し、その期間が2年未満でも延長を認める。

(3) 特許発明の技術的範囲を特許庁が判断する判定制度について、証拠調べ等の規定を整備する。

(4) 特許侵害訴訟において、相手方の侵害行為を立証するために必要な書類の提出命令の規定を整備する。

(5) 損害の計算を行うための計算鑑定人制度を設け、当事者に計算鑑定人に対する必要

な事項の説明義務を課す。

- (6) 損害額を立証するために必要な事実を立証することが、事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所が相当な損害額を認定できる。
- (7) 特許等に係る詐欺行為罪及び虚偽表示罪について、法人の罰金刑の額の上限300万円を1億円に引き上げる。

3 出願者・権利者の負担軽減

- (1) 特許料及び審査請求料を引き下げる。
- (2) 特許料及び審査請求料の納付を猶予又は減免する特例措置の対象に、個人だけでなく、資力に乏しい法人を加える。

4 商標の早期保護

- (1) 商標登録出願について出願公開制度を新設する。
- (2) 設定登録前の商標について、出願人が出願後に警告したときは、商標を使用した者に対し、使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭的請求権を行使することができる。

5 マドリッド協定議定書の実施のための商標制度の改正

- (1) 日本国に出願又は登録されている商標を、国際事務局に、保護を求める締約国をして国際出願する国際登録出願についての手続を新設する。
- (2) 締約国が、国際事務局に、保護を求める指定国として日本国を示して国際出願した国際商標登録出願についての手續を新設する。
- (3) 日本国を指定する国際登録の対象であった商標について、当該国際登録が取り消されたとき、当該国際登録の名義人が、日本国内で同一の商標登録の出願を行う場合には、国際登録日に出願されていたものとみなす等の特例を定める。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 知的創造の進展・複雑化にかんがみ、知的財産権に係る国全体としての総合的な取組を行うため、我が国の知的財産権の今後の方向に関する基本的な方針の策定に努めること。
- 2 特許権等の侵害に対する救済措置の拡充を図る法改正の趣旨及び内容の周知徹底を図るとともに、知的財産権紛争に対し国際的に遜色のない紛争処理能力及び紛争処理体制の確立に努めること。
- 3 創造的技術開発の促進とその成果の権利化・利用の促進を図るため、产学研連携の強化、弁理士等による知的財産権専門サービスの充実等知的インフラの一層の整備に努めること。
- 4 マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願及び商標権について出願時及び登録時に発行される商標公報に翻訳を付す等により、我が国ユーザーが出願内容及び権利内容を十分に理解できるようにすること。
- 5 我が国ユーザーの一層の利便性向上のため、マドリッド協定議定書未加入国に対する加入の働きかけに努めること。
- 6 アジア諸国等における工業所有権制度全般の整備についての国際協力を積極的に進めること。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案（閣法第39号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、競争政策の積極的展開による公正かつ自由な競争を促進するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）の適用除外制度の関連規定を整備するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律（以下「適用除外法」という。）を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 独占禁止法に基づく適用除外制度の廃止

独占禁止法により適用除外とされている、特定の事業についての法律又は当該法律に基づく命令により行われる正当な行為、不況カルテル及び合理化カルテルを廃止する。

2 適用除外法に基づく適用除外制度の廃止等

(1) 適用除外法の廃止等

適用除外法を廃止する。

適用除外法の廃止に伴い、農業協同組合中央会及び中小企業団体中央会等が行う一定の行為について、独占禁止法の適用除外とする規定を農業協同組合法及び中小企業等協同組合法に設ける。

また、一定の事業者団体に対し公正取引委員会への届出義務を免除する規定を独占禁止法に設ける。

(2) 組合のみなし規定の整備

一定の要件を満たす組合等を適用除外とする独占禁止法の規定に対応して当該組合のみなし規定を設けている、たばこ耕作組合法、信用金庫法、農業協同組合法、森林組合法、水産業協同組合法及び労働金庫法について、必要な限度において、みなし規定を整備する。

3 個別法に基づく適用除外制度の整備等

(1) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律

環境衛生同業組合が行う過度競争防止カルテルについて、独占禁止法の適用除外の範囲を限定する。

(2) 海上運送法

船舶運航事業者が行う海運カルテルについて、独占禁止法の適用除外の範囲を限定するとともに、運輸大臣と公正取引委員会との手続規定等を整備する。

(3) 内航海運組合法

内航海運組合が行う内航海運カルテルについて、独占禁止法の適用除外の範囲を限定するとともに、運輸大臣と公正取引委員会との手続規定を整備する。

(4) 航空法

航空事業者が行う国際航空カルテルについて、運輸大臣と公正取引委員会との手続規定を整備する。

4 その他

本法律は公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。また、本法律案の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、許可、認可等の整理に関する法律外3法律について所要の改正を行う。

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案（閣法第42号）

【要 旨】

本法律案は、電気事業及びガス事業について、効率的な電気及びガスの供給が実現するよう、両事業に係る一層の競争導入の促進を図るため、参入規制の緩和を行うとともに、料金規制の見直し等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 電気事業法の一部改正

(1) 特定規模電気事業

大口の需要家に対する電気の小売供給事業を新たに特定規模電気事業と定義し、電力会社以外の事業者にも参入を認める。

(2) 兼業規制の廃止

電力会社が一般電気事業以外の事業を行う際の許可制を廃止する。

(3) 最終保障約款

電気の供給をどこからも受けられない特定規模の需要家に対しては、電力会社が供給義務を負うこととし、その料金等の条件について最終保障約款を定め、通商産業大臣に届け出るものとする。

(4) 料金引下げの届出

料金規制を緩和し、電気料金引下げの際は、認可を不要とし届出制とする。

(5) 卸供給の供給条件の届出

卸供給の供給条件について、認可を不要とし届出制とする。

2 ガス事業法の一部改正

(1) 接続供給

独自の導管を持たない事業者等の大口供給への参入を容易にするためガス供給の橋渡しを行う接続供給制度を導入する。

(2) 地方ガス事業調整協議会の廃止

通商産業局長が、一般ガス事業者の供給区域に係る簡易ガス事業の許可を行う場合には、地方ガス事業調整協議会の意見を聞かなければならないこととされていたが、これを不要とするとともに、地方ガス事業調整協議会を廃止する。

(3) 兼業規制の廃止

一般ガス事業者が一般ガス事業以外の事業を行う際の許可制を廃止する。

(4) 料金引下げの届出

料金規制を緩和し、ガス料金引下げの際は、認可を不要とし届出制とする。

(5) 選択約款制度の創設

選択メニューの設定が届出により可能となるよう、選択約款制度を創設する。

3 附則

(1) 施行期日

平成12年3月21日から施行する。ただし、ガス事業法の改正に係る規定等について

は、公布の日から 6 か月以内の政令で定める日から施行する。

(2) 検討

政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、その施行状況に基づき必要な措置を講ずる。

【附 帯 決 議】

- 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
- 1 電気・ガスが国民生活及び産業活動を支える重要なエネルギーであることにかんがみ、事業の効率化を進めるに当たっては、エネルギーセキュリティ、地球環境問題等に配慮したエネルギーのベストミックスを図りつつ、安定供給の確保等の公益的課題への取組が損なわれることがないよう配意すること。
 - 2 本制度改正の具体的設計に当たっては、新規参入の拡大が有効な競争を促進し業務の合理化・効率化に資するものとなるよう、公正かつ公平なルールの整備を行うこと。特に、電力会社の送電ネットワーク及びガスの導管の利用に係る料金算定根拠を明確にするなど、利用条件の透明性の確保を図ること。
なお、託送の利用が電力会社の系統運用やベースロード電源の活用に支障を来すことのないよう適切な制度設計に努めること。
 - 3 本制度改正により期待される一般電気事業者及び一般ガス事業者の経営の合理化・効率化等の成果が、小口需要家の電気・ガス料金等に適切に均てんされるよう制度の運用を図ること。
 - 4 負荷平準化を更に進めるため、蓄熱式空調システム、ガス冷房等の負荷移行手段の更なる普及促進に積極的に取り組むとともに、夏季ピーク時の需要抑制について国民の理解と協力が得られるよう引き続き情報提供等に努めること。
 - 5 地球環境問題への対応等の観点から、発電分野における自由化の拡大が二酸化炭素排出の増加など環境負荷の増大を招くことがないよう、太陽光発電や風力発電等の自然エネルギーの普及・促進を積極的に支援するとともに、自然エネルギーを利用した電力の売買を促進するための施策について、引き続き積極的に推進すること。
併せて、途上国における自然エネルギー開発への取組支援に対し、先導的な支援・貢献に努めること。
 - 6 施行後 3 年経過時に予定される本改正の検証と制度の見直しに向けて、大口及び小口需要家並びに供給事業者等から広く意見を聴取するとともに、諸外国の実情把握に努めること。
- 右決議する。

不正競争防止法の一部を改正する法律案（閣法第60号）

【要 旨】

本法律案は、音楽、映画、ゲームソフト等をデジタル化して、インターネット、CD-ROM等の媒体を用いて消費者に提供する際に付した無断視聴防止機能等を無効化する装置の提供等の不正な取引行為を防止しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

(1) 不正競争行為の追加

不正競争行為の類型に、次の2つを追加し、侵害を受けたコンテンツ提供事業者（音楽、映画、ゲームソフト等をデジタル化して、インターネット、CD-ROM等の媒体を用いて消費者に提供する事業者）に、差止請求、損害賠償請求等を認める。

イ 営業上用いられる技術的制限手段により制限されている影像又は音の視聴又は記録等を可能とする装置、プログラム等の譲渡等の行為

ロ 有料衛星放送等のように他人が特定の者以外の者に影像又は音の視聴又は記録等をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像又は音の視聴又は記録等を可能とする装置、プログラム等の当該特定の者以外の者への譲渡等の行為

(2) 技術的制限手段等の定義

この法律における「技術的制限手段」、「プログラム」を定義する。

2 適用除外

1の(1)の不正競争行為のうち、技術的制限手段の効果を妨げる装置、プログラム等を試験又は研究の目的で譲渡等をする行為については、適用を除外する。

訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第65号）

【要旨】

本法律案は、エステティックサロン、外国語会話教室等の特定継続的役務取引における消費者トラブルの実態にかんがみ、訪問販売等に関する法律において取引の公正及び購入者等の利益の保護を図るため、特定継続的役務取引に関し書面の交付義務等の規制及び契約の解除等の制度を設け、並びに罰金の引上げ等の措置を講ずるとともに、割賦販売法において役務の提供を対象とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 訪問販売等に関する法律の一部改正

(1) 特定継続的役務提供に係る取引の適正化

イ 「特定継続的役務」を定義し、これらの役務の提供又はその権利の販売を「特定継続的役務提供」として規制対象とする。

ロ 特定継続的役務提供等契約の締結前には概要を記載した書面、締結時には内容及び履行に関する一定の事項を記載した書面の交付を、事業者に義務付ける。

ハ 特定継続的役務の内容、効果等に関し、誇大広告を禁止する。

ニ 特定継続的役務提供等契約の締結の際又は契約の解除を妨害するため、顧客の判断に影響を及ぼす重要事項につき事業者の不実告知を禁止するとともに、威迫して困惑させる行為を禁止する。

ホ 前払方式で特定継続的役務提供を行うときは、事業者に業務及び財産に関する書類の備付け及び閲覧に応じることを義務付ける。

ヘ 主務大臣は、事業者に対し、規定に違反した場合等において、必要な措置を指示できるとともに、指示に従わないとき等は、1年以内の期間を限り、業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

ト 書面交付から8日間は、役務の提供を受ける者による契約解除（クーリングオフ）

を認めるとともに、その場合の事業者の損害賠償又は違約金の請求を認めない。

- チ 書面交付から8日経過後にも、役務の提供を受ける者による契約解除を認めるとともに、その場合の事業者の損害賠償等請求額の上限を定める。

(2) 指定法人制度の導入

訪問販売等取引における購入者の利益が害されるおそれのあるときに主務大臣に適当な措置を求める申出制度の活用を図るため、申出しようとする者に対する指導、助言等訪問販売取引等適正化業務を行う法人を主務大臣が指定できる。

(3) 罰則

イ 禁止行為、業務停止命令違反の罰金額の上限100万円を300万円に、書面交付義務等違反の罰金額50万円を100万円に引き上げるとともに、懲役の上限を引き上げ、併せて罰金と懲役の併科を導入する。

ロ 業務停止命令違反につき3億円を上限とする法人重課を導入する。

2 割賦販売法の一部改正

(1) 定義

指定権利及び指定役務を定義し、割賦販売、ローン提携販売及び割賦購入あっせんの対象に追加し、規制対象とする。

(2) 指定権利又は指定役務の割賦販売等に対する規制

指定権利又は指定役務の割賦販売、ローン提携販売又は割賦購入あっせんをした場合に、書面交付義務、申込みの撤回、契約の解除に伴う損害賠償額の制限等の規定を適用する。

(3) ローン提携業者に対する抗弁の接続

ローン提携販売に係る分割返済金の返済について、販売業者又は役務提供事業者に対して生じている債務不履行による解約等の事由をもって、購入者又は役務を受ける者がローン提携業者に返済を拒むことができるとする抗弁の接続の規定を新たに設ける。

(4) 割賦購入あっせん業者に対する抗弁の接続

割賦購入あっせんに係る支払分の支払について、販売業者に対して生じている債務不履行による解約等の事由をもって、割賦購入あっせん事業者に支払を拒むことができるとする抗弁の接続の規定を、指定権利又は指定役務についても認める。

【附 帯 決 議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 特定継続的役務取引等の現状にかんがみ、広く国民に対し、今回の法改正の内容の周知徹底を図ること。

特に、交付書面に記載すべき事項、クーリング・オフ制度、中途解約制度及び割賦購入あっせんにおける抗弁権の接続については、通達等によりそのわかりやすい解説を行うこと。

2 役務提供、権利販売に係る消費者トラブルの実態を的確に把握し、対象となる役務等の指定については的確かつ迅速に行うこと。

3 特定継続的役務提供事業者等の事業活動の一層の適正化を図るため、業界の組織化を促進し、業界団体等に対し、自主ルールの一層の充実とその遵守の徹底に努めるよう指

導すること。

- 4 消費者が多様な役務の選択を的確に行えるよう、第三者による役務の適正評価システム構築のための環境整備を図るとともに、消費者ニーズに対応した多様な役務提供が図られるよう、産業の健全な発展に留意すること。
- 5 消費者トラブルが累増していることにかんがみ、消費者からの苦情の内容等の情報提供により一層努めるとともに、消費者教育の充実を図ることにより、消費者被害の未然防止に努めること。
- 6 電子商取引を始めとする商取引の国際化、高度化の進展が予想されるなか、新しい形態の消費者被害が多発することのないように、それらの動向を的確に把握するとともに、必要な場合には、消費者被害防止対策を迅速に講ずること。
- 7 消費者被害の拡大防止に万全を期すため、地方自治体の消費生活センター及び国民生活センターとの一層の連携強化を図り、迅速な苦情処理と機動的な行政措置発動のための体制を強化すること。
- 8 企業等の窓口において苦情相談を担当する人材の養成、供給が円滑に進むよう、必要な配慮を行うとともに、適切かつ迅速な苦情処理体制の確立が図られるよう支援すること。

右決議する。

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案（閣法第95号）

【要 旨】

本法律案は、近年における事業者の品質管理体制の整備の進展、安全確保能力の向上等を踏まえ、製品、工作物等の技術基準への適合を確認する手続において、民間事業者の能力を活用すること等により、基準・認証制度等の整理及び合理化を図るため、通商産業省関係法律について所要の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 消費生活用製品安全法の一部改正

技術基準への適合の確認について検定等の政府認証を廃止し、事業者による自己確認を基本とするとともに、消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため、事業者による品質の確保が十分でないと認められる製品については、第三者検査機関による適合性検査を義務付ける等の改正を行う。

2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正

技術基準への適合の確認について検定等の政府認証を廃止し、事業者による自己確認を基本とするとともに、特に災害の発生のおそれが多いと認められる液化石油ガス器具等については、第三者検査機関による適合性検査を義務付ける等の改正を行う。

3 火薬類取締法の一部改正

火薬類の製造施設又は火薬庫の完成検査に関し、十分な検査体制を有するものとして国の認定を受けた事業者に自主検査を認める制度を導入するとともに、指定代行機関による検査制度を導入する等の改正を行う。

4 高圧ガス保安法の一部改正

高圧ガスを輸入する際に必要な輸入検査について、指定代行機関による検査を可能と

するとともに、指定代行機関については、公益法人に限らず民間企業の参入を可能とする等の改正を行う。

5 計量法の一部改正

指定検定機関等の指定機関について、公益法人に限らず民間企業の参入を可能とする等の改正を行う。

6 航空機製造事業法の一部改正

航空機の製造及び修理の確認、航空機用機器の製造証明については、通商産業大臣による確認等を廃止し、事業者による自己確認とともに、自己確認後の通商産業大臣への届出を義務付ける等の改正を行う。

7 撥発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正

指定分析機関の指定の基準において、公益法人であることの要件を廃止する等の改正を行う。

8 熱供給事業法の一部改正

導管の設置又は変更の工事に関し、国による使用前検査を廃止し、技術基準への適合の確認を事業者自ら行うこととともに、その検査結果について記録の作成・保存を義務付ける等の改正を行う。

9 電気事業法の一部改正

原子力発電設備を除く事業用電気工作物については、工事計画の認可を廃止し、また国による使用前検査、溶接検査、定期検査を廃止し、技術基準への適合の確認を設置者が自ら行うことを基本とするとともに、設置者に対し、検査記録の作成・保存を義務付ける等の改正を行う。

10 電気用品取締法の一部改正

技術基準への適合の確認について、型式認可等の政府認証を廃止し、事業者による自己確認を基本とするとともに、特に危険又は障害の発生するおそれが多い電気用品については、第三者検査機関による適合性検査を義務付ける等の改正を行う。

11 ガス事業法の一部改正

ガス工作物の工事計画の認可を廃止し、届出とするとともに、使用前検査、定期検査、ガス用品に係る検定・事業者登録・型式承認を廃止し、原則、事業者による自己確認に移行するとともに、特に重要なガス工作物、災害の発生するおそれの多いと認められるガス用品については、第三者機関による検査又は適合性検査を義務付ける等の改正を行う。

12 施行期日

平成12年7月1日から施行する。

産業活力再生特別措置法案（閣法第116号）

【要旨】

本法律案は、内外の経済的環境の変化に伴い我が国経済の生産性の伸び率が低下している現状にかんがみ、我が国に存する経営資源の効率的な活用を通じて生産性の向上を実現するために、事業者の事業再構築を円滑化するための措置を雇用の安定等に配慮しつつ講ずるとともに、創業及び中小企業者による新事業の開拓を支援するための措置を講じ、併

せて研究活動の活性化等を図ることにより、我が国産業の活力の再生を速やかに実現しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 事業再構築の円滑化

(1) 事業再構築計画の認定と支援策

- イ 事業者は、平成15年3月31日までに主務大臣に事業再構築計画を提出して、認定を受けることができる。
- ロ 認定事業者に対する商法の特例として、①分社化の際の検査役の調査につき、手続を簡素化する、②子会社とともに事業再構築を行う場合、新株引受権付与の対象を子会社の役職員にまで拡大する、③純資産額の20分の1以下の営業譲渡について、株主総会の特別決議を不要とする簡易営業譲受制度を創設する、④営業譲渡に際して、債権者の個別同意を不要とする債務一括移転制度を創設する。
- ハ 自らの債務を消滅させるために債権者に対して株式を発行するものが、議決権のない株式を発行する場合の限度枠を発行済株式総数の3分の1から2分の1に引き上げる。
- ニ 産業基盤整備基金は、認定事業者又はその関係事業者がその事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務保証を行う。
- ホ 一定の要件を満たす認定事業者に対する減価償却資産の課税の特例、事業用資産の買換えの場合の課税の特例、共同で新法人を設立して現物出資を行う場合の課税の特例、施設の撤去又は設備の廃棄について法人税の欠損金の繰越し又は法人税の還付についての特別措置等を講ずる。
- ヘ 認定事業者は雇用安定について、国は雇用安定と就職あっせん等について、国及び都道府県は職業訓練等についてそれぞれ必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 活用事業計画の認定と支援策

- イ 認定事業者の経営資源で、事業再構築計画によっても有効に活用できないものがあるときに、これを活用しようとする事業者は、平成15年3月31日までに主務大臣に活用事業計画を提出して、認定を受けることができる。
- ロ 認定事業者の役職員が認定事業者から営業を譲り受けて経営を支配する特定認定活用事業者が、その役職員に対して新株の引受権を付与する場合においては、その限度枠を発行済株式総数の10分の1から4分の1に引き上げるとともに、特定認定活用事業者が、議決権のない株式を発行する場合の限度枠を発行済株式総数の3分の1から2分の1に引き上げる。
- ハ 産業基盤整備基金は、認定活用事業者がその事業に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務保証並びに特定認定活用事業者の事業に必要な資金の出資を行う。
- ニ 中小企業信用保険の普通保険、無担保保険又は特別小口保険に、活用事業関連保証を設け、保険の付保限度額を別枠化し、てん補率を引き上げるとともに、保険料を引き下げる。

2 創業及び中小企業者の新事業開拓の支援

(1) 中小企業者は、平成15年3月31日までに都道府県知事に経営資源活用新事業計画を提出して、認定を受けることができる。

- (2) 中小企業信用保険の無担保保険に、創業関連保証を創設し、保険料を引き下げるとともに、中小企業信用保険の普通保険、無担保保険又は特別小口保険に、経営資源活用関連保証を設け、保険の付保限度額を別枠化、てん補率の引上げ及び保険料の引下げを行う。
- (3) 中小企業近代化資金等助成法に規定する中小企業設備近代化資金貸付金の貸付対象に創業者を追加するとともに新事業開拓等を行う中小企業者への貸付要件を拡充する。
- (4) 中小企業投資育成株式会社は、創業者又は経営資源活用新事業を実施する中小企業者が資本金1億円以上の株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有等を行う。

3 研究活動の活性化

- (1) 一定の要件を満たす場合は、国の委託研究開発に係る特許権等を受託者に帰属させることができる。
- (2) 大学技術移転機関が、大学技術移転事業を実施するときは、特許料等の減免等の措置を講ずる。

4 その他

- (1) 平成15年3月31日までに、廃止を含めて見直しを行う。
- (2) 特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法を廃止する。

【附 帯 決 議】

政府は、景気対策に万全を期するとともに、産業活力の再生を図るため、本法施行に当たり、雇用の確保に配慮しつつ、産業サイドの構造改革及び新たな雇用機会の創出等に向けた施策の総合的推進を図る観点から、特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

- 1 事業再構築計画等の認定に当たっては、事業者の主体的な取組を尊重し、行政の過度の介入や恣意性を排除する観点から、可能な限り認定基準を具体的に提示する等、手続の透明性確保を図るとともに、事業再構築に対する支援については、経営倫理の欠如を惹起することのないよう十分留意すること。
- 2 中小企業者が取り組む事業再構築については、計画の認定及び施策の適用につき特段の配慮を払うとともに、事業革新に向けた中小企業者の取組を積極的に支援するための環境整備に努め、事業再構築に伴う新規投資に係る支援措置の拡充に十分な配慮すること。
- 3 事業再構築に伴う失業の予防等雇用の安定に万全を期するため、事業者による事業再構築計画の作成及びその実施に当たり、当該計画が雇用に影響を及ぼす場合には関係労働組合等との十分な協議を行う等、雇用労働者の意見を十分聴取し、関連中小企業等の労働者を含めた雇用の安定に最大限の考慮を払い、その理解と協力を得つつ当該計画が推進されるよう適切な指導を行うこと。また、当該地域の経済や雇用に与える影響についても十分留意すること。

さらに、事業再構築の実施が雇用不安を助長することのないよう、事業者が雇用労働者の雇用機会の確保、能力開発に努めるよう適切な指導を行うほか、これら事業者の取組に対する支援措置の適切な実施を図るとともに、規制緩和や新産業の育成・振興のための施策を強力に推進することにより、新たな雇用機会の創出に全力を挙げて取り組む

こと。

- 4 企業の組織変更が円滑に実施され、かつ、実効あるものとなるためには、従業員の権利義務関係等を明確にする必要があることにかんがみ、労使の意見等も踏まえつつ、企業の組織変更に伴う労働関係上の問題への対応について、法的措置も含め検討を行うこと。
- 5 今後の企業法制の在り方については、本法における事業再構築制度の趣旨等を踏まえ、企業活力の活性化に資する企業組織の変更手続の整備等、関係法制全般の見直しを不断に行うこと。
- 6 創業者及び成長期の中小ベンチャー企業の資金需要に的確に対応するため、本法に基づく信用保証制度等金融支援措置の適切な運用、周知徹底に努めるとともに、エンジエルといわれる個人投資家等からの投資を促進するための環境を整備し、併せて、未公開株式市場や店頭市場の整備等直接金融の基盤整備に努めること。

また、女性起業家に対する支援の一層の充実に努めること。

- 7 民間事業者への研究開発の委託の実施に当たっては、広範な知的財産権において各省庁等の連携の下、受託者が特許権等を取得できるよう最大限努めるとともに、技術力を有する中小企業者の機会確保に十分配慮すること。

また、委託研究開発の成果としての特許権等については、受託者等においてその活用が促進されるよう指導するとともに、既存の国有特許権等についても、民間事業者において一層の活用が図られるよう、その体制整備に努めること。

- 8 国立大学等における研究開発の成果の民間事業者への移転を促進するため、TLOの設立・事業運営に対する一層の支援を行うこと。
- 9 産業活力活性化のための研究・技術開発の重要性にかんがみ、官民連携の下、戦略的、集中的な研究開発を行っていくこと。特に、我が国経済社会の特性や条件に対応した先進的、効果的な研究開発を行うこと。
- 10 本法に基づく各般の施策の実効を確保するため、必要な財政、税制上の措置等の充実を図るとともに、今後とも産業活力の再生に向けて施策の積極的な展開を図ること。

右決議する。

ものづくり基盤技術振興基本法案（参第12号）

【要 旨】

本法律案は、ものづくり基盤技術が国民経済において果たすべき重要な役割にかんがみ、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上を図るため、ものづくり基盤技術基本計画を策定し、総合的かつ計画的な対応を促そうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 前文及び目的

本法律案は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。

2 定義及び基本理念

「ものづくり基盤技術」とは、工業製品の設計、製造又は修理に係る技術のうち汎用

性を有し、製造業の発展を支えるものとして政令で定めるものをいい、ものづくり基盤技術に係る業種、事業者、労働者をそれぞれ「ものづくり基盤産業」、「ものづくり事業者」とび「ものづくり労働者」という。ものづくり基盤技術の振興においては、ものづくり基盤技術に関する能力を尊重する社会的気運の醸成、ものづくり労働者の確保及び資質の向上等が図られなければならない。

3 国、地方公共団体等の責務

国は、ものづくり基盤技術の振興に関する総合的な施策を策定・実施する責務、地方公共団体は、国の施策に準じた施策及び地域の特性を生かした自主的な施策を策定・実施する責務、ものづくり事業者は、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上に努める責務を有する。

4 法制上の措置等

政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

5 年次報告

政府は、毎年、国会に、政府がものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

6 ものづくり基盤技術基本計画

政府は、ものづくり基盤技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、ものづくり基盤技術基本計画（以下「計画」という。）を策定するとともに、計画を策定又は変更したときは遅滞なくこれを国会に報告しなければならない。

7 基本的施策

以上のほか、国は、ものづくり基盤技術に関し、ものづくり基盤技術の研究開発、ものづくり労働者の確保、産業集積の推進、中小企業の育成、その他「熟練ものづくり労働者」の有する知識、技能の有効活用とその継承、学校教育等におけるものづくり基盤技術に関する学習の振興、ものづくり基盤技術に関する国際的な技術協力の推進等に必要な施策を講ずる。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（11件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付	委員会託	本会議決	委員会付	委員会託	本会議決
※26	原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案	衆	11. 2. 5	11. 4. 15	11. 4. 27 可決	11. 4. 28 可決	11. 3. 5 科学技術	11. 3. 16 可決	11. 3. 17 可決
※27	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 5	5. 14	6. 8 可決 附帯決議	6. 9 可決	4. 16 科学技術	5. 12 可決 附帯決議	5. 13 可決
					○ 11. 5. 14 参本会議趣旨説明	○ 11. 4. 16 衆本会議趣旨説明			
※28	中小企業経営革新支援法案	〃	2. 5	3. 15	3. 23 可決 附帯決議	3. 24 可決	3. 9 商工	3. 10 可決 附帯決議	3. 11 可決
					○ 11. 3. 15 参本会議趣旨説明	○ 11. 3. 9 衆本会議趣旨説明			
※29	中小企業総合事業団法案	〃	2. 5	3. 15	3. 23 可決 附帯決議	3. 24 可決	3. 9 商工	3. 10 可決 附帯決議	3. 11 可決
					○ 11. 3. 15 参本会議趣旨説明	○ 11. 3. 9 衆本会議趣旨説明			
※30	特許法等の一部を改正する法律案	参	2. 5	3. 19	3. 30 可決 附帯決議	3. 31 可決	4. 14 商工	4. 27 可決 附帯決議	5. 7 可決
39	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案	〃	2. 16	4. 14	4. 20 可決	4. 21 可決	6. 9 商工	6. 15 可決	6. 15 可決
42	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する法律案	衆	2. 19	5. 7	5. 13 可決 附帯決議	5. 14 可決	3. 30 商工	4. 20 可決 附帯決議	4. 22 可決
					○ 11. 3. 30 衆本会議趣旨説明				
60	不正競争防止法の一部を改正する法律案	〃	3. 2	3. 24	4. 15 可決	4. 16 可決	3. 5 商工	3. 19 可決	3. 19 可決
					○ 11. 3. 24 参本会議趣旨説明				
65	訪問販売等に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案	〃	3. 5	3. 24	4. 15 可決 附帯決議	4. 16 可決	3. 5 商工	3. 19 可決 附帯決議	3. 19 可決
					○ 11. 3. 24 参本会議趣旨説明				
95	通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律案	〃	4. 19	7. 21	7. 29 可決	8. 2 可決	6. 3 商工	6. 11 可決	6. 15 可決
116	産業活力再生特別措置法案	〃	7. 21	8. 2	8. 6 可決 附帯決議	8. 6 可決	7. 22 商工	7. 28 可決 附帯決議	7. 29 可決
					○ 11. 8. 2 参本会議趣旨説明	○ 11. 7. 22 衆本会議趣旨説明			

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (月 日)	予備送付 月 日	衆院への 提出月日	参 議 院			衆 議 院		
					委員会 付	委員会 託	本会議 議 決	委員会 付	委員会 託	本会議 議 決
12	ものづくり基盤技術振興 基本法案	経済・産業委員長 須藤 良太郎君 (11. 3. 9)	11. 3. 9	11. 3. 10				11. 3. 10 可	11. 3. 9 (予備) 商工	11. 3. 12 可附帯決議